

# 相模原市役所本庁舎等整備基本方針

令和8年2月

相模原市 財政局



## はじめに

本市は、神奈川県北部に位置する人口約72万人の指定都市であり、他自治体と同様に人口減少や少子高齢化、さらに公共施設の老朽化といった複合的な課題に直面しています。

行政の中心的な役割を果たす市役所本庁舎は、本館・第1別館・第2別館からなり、最も古い本館は建築後50年以上が経過し、令和11年には築60年を迎えます。市役所本庁舎内の狭あい化や設備の老朽化、行政機能の分散化が進んでおり、近年の災害リスクの増大、脱炭素化への対応、デジタル化の進展など、社会環境の変化にも対応が求められています。

## 1. 市役所本庁舎のあり方検討の各計画における位置付け

市役所本庁舎のあり方については、公共施設に関する各計画において次のとおり位置付けられています。

「相模原市役所本庁舎等整備基本方針」(以下「本基本方針」という。)は、これらに基づき、老朽化が進んでいる現在の市役所本庁舎を延命化するのか、それとも新たな庁舎を整備するのか、市役所本庁舎及び周辺公共施設が抱える課題解決の実現性や、整備・維持管理等のコストなどの観点から比較し、市役所本庁舎及び周辺公共施設の今後の整備に係る検討を開始するに当たって基本的な考え方を示すものです。

計画	位置付け
公共施設マネジメント推進プラン(H29.3)	IV 施設配置の方向性(22地区) 10 中央地区 第2期(令和2年度から令和11年度まで) 「市役所本庁舎は、計画的な保全を実施するとともに、相模原駅周辺地区のまちづくりに伴う行政機能等の在り方を踏まえながら、 <u>周辺公共施設を含めた再編・再配置を検討します。</u> 」
公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム(R4.8)	IV アクションプログラム実施内容 2. アクションプログラム実施内容(22地区) 10 中央地区 「第2期に更新の目安となる時期を迎える市役所本庁舎、市民会館、衛生研究所・環境情報センター及び青少年相談センターについては、各施設の老朽化の状況、市の行政機能の中心としての在り方、相模原駅周辺地区におけるまちづくりの取組との整合を図りながら、 <u>長寿命改修等による延命化も含め、効率的・効果的な再編・再整備を検討します。</u> 」
一般公共建築物長寿命化計画(R6.3改訂)	4 長寿命化実施計画 (1) 計画的保全建築物 イ 改修・更新に向けた事業分類 (ア) 再編・再整備事業(集約・複合化・更新・転用) ・ <u>建築後40年以上経過した建築物は、再編・再整備を含めた施設の在り方及び方向性を検討</u> ・ <u>再編・再整備を行わない場合は、単独で長寿命化改修工事等を実施</u> → 市役所本庁舎は、再編・再整備の実施予定一覧表に掲載

## 2. 市役所本庁舎周辺の施設配置状況

市役所本庁舎は、官公庁が集まる本市の中心的な地域に位置しています。周辺には、市民会館や相模原消防署、ウェルネスさがみはら(総合保健医療センター)、あじさい会館など、複数の公共施設が配置され、市民に重要なサービスを提供しています。また、相模原税務署や相模原警察署、相模原地方合同庁舎など



### (1)施設・設備の老朽化等

市役所本庁舎は、建築から50年以上が経過し、設備の老朽化も進んでおり、特に空調や給排水設備の劣化は深刻で、施設の快適性を損なっています。さらに、維持管理費や修繕費の増加を引き起こしています。

また、バリアフリー設備も不十分であるほか、ユニバーサルデザインにも対応していない部分が多く、高齢者や障がい者、子ども、外国人などにとって利用しづらい環境も見受けられます。

IT 対応の遅れによりオンラインサービスの提供が限定的で、デジタル化の進展に対応できていない点も課題です。

### (2)狭あい化

中核市移行、津久井4町との合併、指定都市移行に伴う国県からの事務移譲等により、市役所全体で提供するサービスの範囲が拡大し、全体的な業務量が増加したことによって、事務スペースの狭あい化が進んでいます。現在、市職員一人当たりの執務室の面積は約5㎡程度となっており、国土交通省が示す国の庁舎における面積等の基準である「新営庁舎面積算定基準」に基づき算定した本市の市役所本庁舎における必要な執務面積約7.1㎡よりも狭い状況であり、市職員の働く場の環境が悪化しています。

市職員の働き方改革や、新たな行政課題に的確に対応し、効果的な行政運営を推進していくため、令和7年度から職員定数の増加を図っており、今後さらに狭あい化が進むことが予想されます。

なお、市役所本庁舎の中に設置されている中央区役所については、区民の利便性を重視した上で、将来的な行政需要の変化にも的確に対応できるよう、最適な配置を検討する必要があります。

執務室のほかにも、作業スペースや会議室の不足も顕著となっており、効率的な業務運営が難しくなっています。市役所本庁舎において利用可能な会議室について、会議ではなく事務作業スペース等としての長期利用が多く、本来の会議室の利用目的とは異なる使用も見受けられます。

また、事務スペースの狭あい化だけでなく、市民が訪れる窓口や待合スペースも不足しており、混雑が発生し、特に高齢者や障がい者にとっては大きな負担となっています。

なお、喫緊の対応として、市役所本庁舎の(仮称)第3別館を建設する予定となっており(令和11年度末竣工予定)、執務室の狭あい化の緩和が一定程度図られるものの、完全に解消することは難しいと見込んでいます。

### (3)分散化

市役所本庁舎をはじめ周辺公共施設にもそれぞれ執務室や受付窓口があり、行政機能が分散化しています。同じ部局や関連する部署を異なる建物に配置していることも多く、窓口を訪れる市民にとっても市職員にとっても非効率的な状況となっています。

また、周辺公共施設には、ホールや貸室などの機能を有しているところも多く、重複する部分も見受けられます。

さらに、分散化は、コスト面にも影響します。施設が複数あることにより玄関や廊下などの共用部分が重複することで、管理コストが余計にかかるほか、市所有の建物だけでなく、民間施設を一部借りて執務室等としており、その賃借料も発生しています。

#### (4)防災機能

大規模地震の発生が想定されているとともに、近年は気候変動に伴う自然災害のリスクも急速に増大しており、防災機能の強化が急務です。大規模災害の際は、市役所本庁舎内に災害対策本部が設置され、災害対策活動の中核拠点となることから、災害対策本部としての設備強化が求められています。

#### (5)新しい課題(庁舎の脱炭素化、市民ニーズの多様化)

今後、時代のニーズ等に合った庁舎のあり方を考えていく中で、新しい課題も生じています。

本市では、令和32年(2050年)の「脱炭素社会の実現」に向け、市施設においては、ZEB化による環境性能の向上、太陽光等の再生可能エネルギー利用設備の導入や、空調設備、照明設備等の省エネルギー化、再生可能エネルギー100%電力の導入などの取組を推進しており、市役所本庁舎においても環境性能の向上が求められています。しかし、老朽化した現在の市役所本庁舎では、照明設備のLED化などハード面においてできることは限定的です。

また、市民ニーズが多様化する中、庁舎は必要な手続き等を行うために赴く「役所」というだけでなく、市民が集い、交流する場としての機能も求められています。他自治体の事例では、庁舎内に設けたスペースを民間事業者に貸し付けて利活用し、市民が憩える多様なにぎわいを創出する取組なども行われています。現在の市役所本庁舎にも正面玄関前のロビーや展望スペースはありますが、他自治体と比較して十分なものとは言えません。

### 4. 整備パターン

「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」(平成29年3月策定)において、市役所本庁舎は第2期(令和2年度～令和11年度)に更新の目安となる施設に位置付けられており、同じく第2期に更新の目安となる市民会館等の周辺公共施設とともに、「相模原市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム」(令和4年8月策定)において、「長寿命改修等による延命化も含め、効率的・効果的な再編・再整備を検討する。」とされています。

このことから、市役所本庁舎及び周辺公共施設の今後の整備等の検討に当たっては、改修により延命化させる場合と、周辺公共施設との再編・再整備を前提とした新たな庁舎を整備する場合の、2つの大きな整備パターンで検討します。

#### (1)現庁舎の延命化

「相模原市公共建築物長寿命化基本方針」(令和2年3月策定)及び「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」(令和6年3月改訂)(以下「長寿命化基本方針等」という。)の考え方に基づき、現在の市役所本庁舎(以下「現庁舎」という。)を長寿命化に向けて計画的に整備し、目標とする使用年数(おおむね80年)まで施設に求められる機能及び性能を維持するため、長寿命化改修工事等を実施する方法です。

#### (2)新たな庁舎の整備

現庁舎の延命化をせず、市役所本庁舎を新たに整備する方法です。新たに整備する場合、同じ場所での建替えや他の場所に移転しての建設など、整備場所により複数のパターンが考えられますが、市役所本庁舎の整備等の検討に当たっては、整備場所のパターンについて次のとおり整理します。

#### ①「現地建替え」

現庁舎が建っている敷地(以下「現庁舎敷地」という。)内で市役所本庁舎を建て替える方法です。

#### ②「近隣移転」

現庁舎を中心とした市民会館やあじさい会館等の市公共施設が点在するエリア(以下「市役所本庁舎周辺」という。)内で、現庁舎敷地以外の場所に移転して新たな庁舎を建設する方法です。

#### ③「他所移転」

市役所本庁舎を市役所本庁舎周辺以外の場所へ移転して新たな庁舎を建設する方法です。

### 5. 整備パターンの比較評価

前述の「4 整備パターン」で示した「(1)現庁舎の延命化」及び「(2)新たな庁舎の整備」を比較評価します。

#### (1)課題解決の実現性に係る比較

前述の「3 市役所本庁舎及び周辺公共施設の現状と課題」で挙げた、「施設・設備の老朽化等」「狭あい化」「分散化」「防災機能」「新しい課題」の5つの点について、課題解決の実現性の面から比較します。

##### ① 施設・設備の老朽化等への対応

現庁舎は、本館で建築後50年以上が経過していますが、建築後おおむね60年経過を目安に中規模改修工事を実施することで、目標使用年数(おおむね80年)を迎える令和31年まで延命化することが可能です。周辺公共施設も経過年数に応じて長寿命化改修工事や中規模改修工事を実施することで、同様に目標使用年数まで延命化が可能となります。しかし、躯体等の老朽化は止めることができないため、最終的には建替えが必要となります。また、狭あい化が生じている現庁舎にあっては、設備の更新が困難な場合もあります。

新たに庁舎を整備する場合は、老朽化による課題が抜本的に解消し、施設の快適性が向上するとともに、ユニバーサルデザインの対応やバリアフリー化、IT インフラ等設備の整備も可能となり、市民の利便性が高まります。

##### ② 狭あい化の解消

現庁舎は、業務や人員の増加により、執務室の狭あい化が進み、この後さらに進むことが予想されます。また、作業スペースや会議室の不足のほか、市民が訪れる窓口や市民の待合スペースなども不足しています。

現庁舎を延命化しても床面積は変わらないため、この問題を抜本的に解決するためには、必要となる執務室や庁舎内のスペースを確保し、市民サービスの向上と事務の効率化につながる新たな庁舎の整備が必要です。

ただし、今後、行政サービスについてもデジタル化の進捗により対面での手続きが減少することなどが想定される中で、必要規模については慎重に見極める必要があります。

### ③ 分散化の解消

現庁舎のほか、周辺公共施設にも広く執務室や窓口が分散し、市民の利便性や事務の効率性が低下しています。現庁舎を延命化しても床面積は変わらず、狭あい化が進む中で執務室等の再配置も困難なことから、狭あい化の解消と同様、分散化を解消するには、新たに庁舎を整備することが必要です。

ただし、市役所本庁舎と周辺公共施設がそれぞれ必要な機能を確保しつつも、床面積の削減や、重複する機能の解消など、無駄を省き、適正な規模で整備することが必要であることから、同時に周辺公共施設との複合化や機能の集約化の検討が必要です。

### ④ 防災機能の強化

市役所本庁舎は、災害時の司令塔としての機能を確保する必要があります。災害対策本部における通信設備や電源の確保のほか、非常用物資の備蓄体制を整え、災害時に市民に迅速かつ適切に対応できることが不可欠です。また、他自治体等からの人員・物資を受け入れるためのスペースを確保し、受援体制を整えることも重要です。

現庁舎は、耐震性能があることは確認されており、災害時にも一定の機能は確保できる状態であると考えられますが、老朽化が進んでいるため、実際に大地震に見舞われた際は柱などの構造体は維持できても内装や建築設備には損害が生じ、業務機能を継続することが困難となる可能性があります。また、狭あい化が進み、十分な広さもない状況です。現庁舎の延命化ではこれ以上の対応は難しいですが、新たに庁舎を整備することにより、防災機能の強化を図ることが可能です。

### ⑤ 新しい課題への対応

脱炭素社会の実現や多様な市民ニーズへの対応など新しい課題への対応は、床面積を増やすことができず、新たな設備の導入が難しい現庁舎の延命化では、非常に困難です。他自治体でも、近年、庁舎を整備する際には、ZEB化による環境性能の向上や市民交流の場の創出を庁舎が持つべき機能として位置付けている例が多く見られます。本市においても新たな庁舎を整備する機会を捉え、新しい課題に対応していく必要があります。

以上の5つの観点を比較した結果、現庁舎の延命化では課題解決の実現は困難であり、新たな庁舎を整備することで、抜本的に課題を解消することができます。

## (2)コストに係る比較

次に、コストによる比較を行います。

整備に当たっては、現庁舎だけでなく、周辺公共施設も合わせて考える必要がありますが、ここでは、単純化するため、現庁舎のみのコストを示します。

なお、ここで示すコスト算定に当たっては、あくまで現時点における建築単価等により試算した結果によるもので、実際に整備等を行う場合は詳細な検討を行った上で決定します。

### ① 建設費(初期費用)の比較

#### 【現庁舎の延命化】110.0億円

- 現庁舎は、長寿命化基本方針等に基づき、中規模改修工事を行うことによって、目標使用年数(おおむ

ね80年)を迎える令和31年度まで使用ができるものと仮定します。

- 延命化する場合、改修の間は空調設備や給排水設備を完全に止めることになることから、窓口などの行政機能を維持しつつ改修を行うためには、仮庁舎を建設し機能を移す必要があります。
- 中規模改修工事は建築後おおむね60年経過を目安に実施するもので、現庁舎本館は令和11年度に築60年となることから、その前後に中規模改修を行うこととなります。仮に令和9年度から改修事業を開始する場合、令和9年度に改修設計、令和10年度に仮庁舎建設、令和11年度から13年度にかけて、本館・第1別館・第2別館と順に仮庁舎を活用しながら行政機能を維持しつつ改修工事を行うこととなり、改修後の全面供用開始は令和14年度となります。

R9	R10	R11	R12	R13	R14
		築60年			
仮庁舎設計 改修設計	仮庁舎建設 改修設計	本館改修	第1別館改修	第2別館改修	全面供用開始 仮庁舎解体

### 【新たな庁舎の整備】 232.8 億円

- 新たな庁舎の供用開始の時期は、現庁舎の第1別館が建築後60年以上経過した令和24年度と仮定します。
- 新たな庁舎の建物の規模は、現庁舎の現在の延床面積(約 27,420 m<sup>2</sup>)に加えて職員一人当たりに必要な執務面積を確保したものとし、延床面積を約 38,930 m<sup>2</sup>、構造を鉄骨鉄筋コンクリート造として算定します。

以上のことから、コストを算定すると、次のとおりとなります。

(単位:億円)

	(1)現庁舎の延命化	(2)新たな庁舎の整備	比較(2)-(1)
建設費 (初期費用)	110.0	232.8	122.8
うち、仮庁舎建設費	23.6	-	-

※ 物価や人件費等の上昇分は見込んでいません

※(2)新たな庁舎の整備で、現地建替えの場合は仮庁舎建設が必要

※(2)新たな庁舎の整備で、他所移転の場合は、用地に係る経費が必要

初期費用でみると、新たな庁舎の整備には一時的に大きな事業費がかかるため、現庁舎の延命化のほうがコストが抑えられます。

しかしながら、延命化した施設の目標使用年数はおおむね80年となり、その後は建替え等の建物そのものの更新を行う必要があります。また、新たな庁舎を整備した場合も、築年数に応じて改修は必要となります。

そこで、次に、その後の経費について比較します。

## ② 建設後の経費の比較

令和8年度から令和57年度までの50年間で見た場合のコストを算定すると、次のとおりとなります。

### 【現庁舎の延命化】 355.4 億円

- 現庁舎の本館が築80年を迎える令和31年度までに更新を完了し、令和32年度に供用開始する場合、長寿命化改修工事完了後の現庁舎は、令和14年度から令和31年度までの18年間が使用期間となります。
- 建物の更新には、設計と工事を合わせて6年程度はかかることが見込まれます(基本設計1年+実施設計2年+工事3年)。設計に着手するまでには、具体的な機能等をどうするかなども含めて検討し、決定する必要があります。
- 市役所本庁舎が更新を迎える前後には、例えば、市民会館が令和27年度に築80年を迎えるなど、複数の周辺公共施設も同じく更新の時期を迎えるため、周辺公共施設とも合わせて考える必要があります。
- 建物の更新時期から逆算すると、令和20年度ごろには検討を始めることとなり、現庁舎の延命化の改修がすべて完了してから新庁舎の整備の検討を始めるまでの期間は、実質6年程度となります。

R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	
改修完了								築70年											築80年	供用開始
							検討	基本構想	基本計画	基本/実施設計	工事									
	延命化後の庁舎使用期間(18年間)																			

- 新たな庁舎を令和32年度に供用開始した後、長寿命化基本方針等に基づき、建築後20年を経過した令和52年度を目安に中規模改修工事を行う必要があります。

### 【新たな庁舎の整備】 122.6 億円

- 新たな庁舎を令和24年度に供用開始した後、長寿命化基本方針等に基づき、建築後20年を経過した令和44年度を目安に中規模改修工事を行う必要があります。

現庁舎の延命化後の更新に係る経費と、新たな庁舎を整備した後の中規模改修の経費を比べると、次のとおりとなります。

(単位:億円)

(1)現庁舎の延命化		(2)新たな庁舎の整備		比較(2)-(1)
目標使用年数経過後の整備費 + 新整備後の中規模改修費	355.4	新整備後の中規模改修費	122.6	▲232.8

※ 物価や人件費等の上昇分は見込んでいません

### ③ 維持管理費

改修や新規整備などの建設費のほか、光熱水費や施設修繕費などの維持管理費についても、改修・整備の時期によって変わってきます。

建物や設備の老朽化が進むと、必然的に修繕費は増えていきますが、改修又は新規整備が行われれば、劣化や不具合が生じた場合の応急処置的な補修程度となるため、修繕費は抑えられます。

また、新たな庁舎を整備する場合は、庁舎を ZEB 化し、高い省エネ化を達成することで、光熱水費も大幅に削減できます。

令和8年度から令和57年度までの50年間のコストを算定すると、次のとおりとなります。

(単位:億円)

	(1)現庁舎の延命化	(2)新たな庁舎の整備	比較(2)-(1)
維持管理費 (50年間)	111.6	100.1	▲11.5

※ 物価や人件費等の上昇分は見込んでいません

※(2)新たな庁舎の整備の場合、現庁舎を公共建築物長寿命化計画における「状態監視保全建築物」と位置付け、整備するまでに予防保全として必要に応じて部位別改修等を行う

### ④ まとめ

以上の①から③までをトータルで表すと、次のとおりとなります。

(単位:億円)

		(1)現庁舎の延命化		(2)新たな庁舎の整備		比較 (2)-(1)
建設費 (初期費用)		改修工事費	110.0	建設工事費	232.8	+122.8
維持管理費 等 (50年間)	建設後の 経費	目標使用年数 経過後の整備費 + 新整備後の 中規模改修費	355.4	新整備後の 中規模改修費	122.6	▲232.8
	維持管 理費	—	111.6	—	100.1	▲11.5
総事業費		—	577.0	—	455.5	▲121.5

※ 物価や人件費等の上昇分は見込んでいません

以上のとおり2つの整備パターンのコストを算定した結果、現庁舎を延命化した場合は 577.0 億円、新たな庁舎を整備した場合は 455.5 億円となり、初期費用としての建設費は現庁舎を延命化する場合のほうが低額ですが、建設後の経費と維持管理費を含めた50年間の総事業費では、新たに庁舎を整備するほうが費用を抑えられることがわかりました。

また、現庁舎を延命化する場合、延命化を行っても築80年で建物を更新することになり、長期的に見る

と、延命化後の庁舎は使用期間も短く、また、周辺公共施設の老朽化の状況を踏まえると、費用対効果の面からも適切ではないと考えられます。

### (3) 評価結果

(1)の課題解決の実現性の5つの観点及び(2)のコストの観点から、「現庁舎の延命化」と「新たな庁舎の整備」について比較評価した結果をまとめると次のとおりとなります。

観点		現庁舎の延命化	新たな庁舎の整備
課題解決 実現性	老朽化等	○目標使用年数(R31年)まで延命化可能 △躯体等の老朽化は今後も進行 △最終的には建替え必要	○老朽化が抜本的に解消 ○バリアフリー/ユニバーサルデザイン対応可能 ○IT インフラの整備可能
	狭あい化	×延床面積が変わらないため、抜本的解消不可	○執務室・スペース等の再配置が可能
	分散化	×各施設の延床面積が増加するわけではなく、抜本的解消不可	○本庁舎と周辺公共施設との複合化・機能集約が可能
	防災機能	△災害対策本部としての設備強化等がこれ以上困難	○全体的な防災機能の強化が可能
	新しい課題	△ZEB 基準の環境性能の確保は困難 △市民交流の場の創出が困難	○ZEB 化による環境性能の確保 ○ニーズに合わせた対応が可能
コスト	建設費 (初期費用)	○現在の建物の躯体等を活用して改修するため、コストが抑えられる	△すべてを新しく整備するため、一時的に事業費が著しく増加
	建設後経費	△延命化後、目標使用年数が経過したら建替えが必要 △延命化後、更新までの期間が短い △整備後築20年で中規模改修が必要	△整備後築20年で中規模改修が必要
	維持管理費	○改修により修繕費が減 △光熱水費の大幅な削減が困難	○整備により修繕費が減 ○ZEB 化により大幅な省エネ化が図られ光熱水費が削減

以上のとおり、課題解決の実現性及びコストの両面で、「新たな庁舎の整備」の優位性が高いことがわかりました。

## 6. 基本方針

市役所本庁舎及び周辺公共施設の今後の整備に当たっては、次の考え方を基本として、今後さらなる検討を進めていきます。

- 現在抱える課題を抜本的に解決し、持続可能な庁舎機能の強化を図るため、市役所本庁舎を新しく整備することを基本的な方向とし、検討を進めます。
- 市役所本庁舎周辺の公共施設のあり方とともに、施設の複合化、機能の集約化について検討します。
- 現在課題となっている狭あい化・分散化を解消し、市民の利便性や職員の業務の効率性を向上させるとともに、今後の市民サービスのあり方を見据えながら、市役所本庁舎に必要な規模や機能などについて検討します。

## 7. 今後の検討に当たって

本基本方針に基づき、令和8年度から、「(仮称)相模原市役所本庁舎等整備基本構想」(以下「基本構想」という。)の策定に向けた検討を進めていきます。

## (1) 主な検討項目

- ① 整備に当たっての基本的な考え方
- ② 必要規模・機能等
- ③ 整備場所
- ④ 周辺公共施設との複合化・機能集約

## (2) 検討体制

基本構想の策定に向けては、庁内における検討のほか、学識経験者や公募市民等で構成する「(仮称)市役所本庁舎等整備検討委員会」を設置し、この基本方針で示した基本的な方向性をベースとして、丁寧な検討を進めていきます。

## (3) 財源の確保等に向けた取組

資材価格の高騰や人件費の上昇が続いており、この後も続くことが予想される中では、財源の確保が一層重要となっています。庁舎整備に対しては社会的インフラ整備のような国の補助金等がなく、財源については基本的に市債や一般財源が主となることから、基金の積立てを行うとともに、周辺公共施設との複合化・集約化により床面積を削減し財政措置が有利な市債を活用するなど、様々な財源の確保策について検討していきます。

また、整備や運営・管理等における民間活力(PPP/PFI)活用導入の可能性についても検討が必要です。官民連携手法も多様化していることから、これまでの手法にとらわれず様々な観点から検討し、適切な事業手法を選択していく必要があります。

一方で、これからの庁舎に必要な規模や機能について丁寧に検討を行い、必要な面積を確保しつつ、削減すべきところは削減し、無駄のない適正な規模の施設とする必要があります。

なお、現庁舎敷地以外の場所に新たな庁舎を整備する場合や周辺公共施設との複合化などにより既存建物の跡地が発生する場合には、市有財産の最適活用の観点から跡地活用などについても検討していく必要があります。

## (4) 想定スケジュール

新たな庁舎の供用開始までのスケジュールについては、大まかな流れとしては次のとおりです。

他自治体の事例では、基本計画策定後、実際の新たな庁舎の供用開始まで、7～8年程度を要しています。

具体的なスケジュールについては、整備場所や事業手法のほか、社会情勢の変化等の外的要因などによっても影響が生じるため、供用開始の目標は、今後検討を進めていく中で決定していきます。

